

磐田市告示第360号

磐田市保育所施設等整備事業費補助金交付要綱（平成29年磐田市告示第54号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月16日

磐田市長 草地 博 昭

第2条各号を次のように改める。

- (1) 就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付こ成事第446号こども家庭庁長官通知）別紙就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の規定に基づく保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所に関する施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業
- (2) 認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日こ成事第15号こども家庭庁成育局長通知）別添1保育所等改修費等支援事業実施要綱の規定に基づく保育所等改修費等支援事業

第4条第1号に次のように加える。

エ その他市長が必要と認める書類

第8条に次の1号を加える。

- (4) その他市長が必要と認める書類

第10条第1号に次のように加える。

エ その他市長が必要と認める書類

第10条第2号中「7日を経過した日」を「7日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

概算払の請求手続の提出書類は、概算払請求書（様式第10号）によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額に係る報告）

第16条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額控除報告書（様式第14号）により速やかに市長に報告するものとする。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

様式第 12 号中「第 13 条、第 14 条関係」を「第 13 条関係」に、「保育所施設等整備事業費補助金の資金計画書（資金状況報告書）」を「保育所施設等整備事業費補助金の資金計画書」に改める。

様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第14号（第16条関係）

消費税及び地方消費税仕入控除税額控除報告書

年 月 日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、磐田市保育所施設等整備事業費補助金交付要綱第16条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
(補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。